

## 厚生環境委員会会議録

I 日 時 令和5年12月13日（水）

午前9時59分開会

午前11時00分閉会

II 場 所 第1委員会室

III 出席委員

委員 長	澤 崎 豊
副委員 長	大 井 陽 司
委 員	光 澤 智 樹
”	種 部 恭 子
”	井 加 田 ま り
”	奥 野 詠 子
”	山 本 徹
”	五 十 嵐 務

IV 出席説明者

生活環境文化部

生活環境文化部長 廣 島 伸 一

理事・生活環境文化部次長

林 里 香

生活環境文化部次長 杉 田 聡

生活環境文化部参事 中 島 浩 薫

参事（県民生活課長）・水雪土地対策班長

佐 度 清

参事（スポーツ振興課長）

島 谷 達 雄

参事（環境政策課長） 九 澤 和 英

文化振興課長 奥 田 誠 司

国際課長 本 郷 優 子

自然保護課長 上 田 英 久

県民生活課くらし安全班長

尾田 和代

厚生部

厚生部長 有賀 玲子

こども家庭支援監 松井 邦弘

厚生部次長・健康対策室長・感染症対策推進班長

(感染症対策課) 守田万寿夫

厚生部参事 加納 紅代

参事(厚生企画課長) 今井 義昭

こども家庭室長・こども政策課長

喜多 美月

参事(くすり振興課長)

石田 美樹

高齢福祉課長 中村 久征

子育て支援課長 池田 佳美

こども未来課長 橋本 桂芳

障害福祉課長 河尻 茂明

健康課長 石崎 智雄

感染症対策課長(新型コロナウイルス対策班長)

森安 祐成

生活衛生課長 藤本 昭彦

薬事指導課長 岩瀬 怜

こども未来課児童相談所等機能強化推進班長

稲垣 岳彦

医務課医療政策班長 駒城 真人

医務課医師・看護職員確保対策班長

松原 俊之

## V 会議に付した事件

- 1 11月定例会付託案件の審査
- 2 請願・陳情の審査

3 閉会中継続審査事件の申し出について

4 厚生環境行政当面の諸問題について

5 行政視察について

## VI 議事の経過概要

### 1 11月定例会付託案件の審査

#### (1) 説明事項

澤崎委員長 本定例会において本委員会に付託されました諸案件の審査に入ります。

付託されております諸案件は、お手元にお配りしてある議案付託表のとおりであります。

追加提案されました案件について、当局から説明願います。

廣島生活環境文化部長

・令和5年度11月補正予算（案）の概要

有賀厚生部長

・令和5年度11月補正予算（案）の概要

#### (2) 質疑・応答

澤崎委員長 これより付託案件について質疑に入ります。

質疑はありませんか。——ないようでありますので、これをもって質疑を終わります。

#### (3) 討論

澤崎委員長 これより討論に入ります。

討論はありますか。——ないようでありますので、これをもって討論を終わります。

#### (4) 採決

澤崎委員長 これより付託案件の採決に入ります。

本委員会に付託されました議案第102号令和5年度富山県一般会計補正予算（第5号）のうち、本委員会所管分外7件について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

澤崎委員長 挙手全員でございます。

よって、議案第102号外7件については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

## 2 請願・陳情の審査

澤崎委員長 次に、請願・陳情の審査に入りますが、今回はいずれも付託されておられませんので、御了承をお願いいたします。

## 3 閉会中継続審査事件の申し出について

澤崎委員長 次に、閉会中継続審査事件の申し出の件を議題といたします。

本委員会の閉会中継続審査事件についてはお手元にお配りしてある申し出案のとおり、議長に申し出たいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

澤崎委員長 御異議なしと認めます。

よって、お手元にお配りしてある申し出案のとおり、議長に申し出ることと決定をいたしました。

## 4 厚生環境行政当面の諸問題について

### (1) 報告事項

資料配付のみ

自然保護課

- ・死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5亜型）の陽性事案の発生について

感染症対策課

- ・今後の新興感染症への対応について

### (2) 質疑・応答

光澤委員

- ・介護分野におけるロボット・ICT導入支援事業について

・ 歯科口腔保健の推進について

種部委員

・ ひとり親家庭への進学支援について

井加田委員

・ 福祉施設に対する物価高騰対策緊急支援について

・ 介護職員・障害福祉職員処遇改善支援交付金事業  
について

大井委員

・ 富山県 R e - S t a r t 更生保護相談室について

澤崎委員長 それでは、所管行政一般についての質問に入ります。

質疑・質問はありませんか。

光澤委員 今年も残すところあと僅かとなりまして、本日が今年最後の常任委員会となりました。当局の皆様、そして澤崎委員長はじめ先輩議員の皆様、同期の大井副委員長には、今年4月の初当選後、本委員会に所属して以降大変お世話になりました。

来年も変わらぬ御指導賜りますようお願いを申し上げ、早速質問に入らせていただきます。

まず、先ほど部長のほうからも説明がありましたけれども、介護分野におけるロボット・ICT導入支援について2問伺います。

様々な分野におけるデジタル化が進む中で、介護分野においても高齢者等の自立支援と介護者、被介護者双方の負担を軽減する介護ロボットやICTを導入する事業所が増えてきていると伺っております。

先日、富山県総合福祉会館サンシップとやまの中にあるとやま介護テクノロジー普及・推進センターに伺いまして、介護ロボット等の視察をしてまいりました。

ロボット・ICTといえば、例えば人型のロボットや操

作が難しい機器類をイメージする方も多いのではないかと思います。私も実際そういうイメージでございました。

ただ、実際に視察をしてみると、本当に多種多様なロボット等があることが分かりました。例えば人工知能を有するコミュニケーション型ロボット「PALRO」。あとは1人で立ち上がることが難しい方の移乗をサポートするロボット、「Hug」と呼ばれています。それから、心拍や呼吸、体動、睡眠の状態など、離れた場所からでも見守ることができるマット型の見守り支援介護ロボット「aams」など、ほかにも様々なロボット等がありまして、いろいろと見させていただきました。先ほど、操作が難しいイメージを持っていたと述べましたけれども、視察したロボットの中には、少し教えてもらっただけで私でも簡単に操作できるようなものもたくさんございました。

人材不足が叫ばれる中、ロボットやICTは人手不足を補う面でも、今後ますます需要が高まっていくのではないかと考えております。

県としても、介護分野におけるロボット・ICT導入を支援する事業を行っていること承知しておりますが、その中で介護ロボット導入促進事業補助金及び介護施設等におけるICT導入支援事業の昨年の実績と今年の実況について、まずは中村高齢福祉課長に伺います。

**中村高齢福祉課長** 県では介護現場における業務負担の軽減と効率化を図るため、平成26年度から、委員からもお話がありましたセンサー付きベッドやトイレなどへの移乗をサポートする介護ロボットの導入支援をしてきておりますが、加えて令和3年度からは、介護ソフトやタブレット端末などのICTの導入支援を行っています。

昨年度は介護ロボットとICTの導入について、それぞれ49事業所に対して支援したところでございますが、今年

度の申請件数は介護ロボットが69事業所、ICTが70事業所となっております。昨年度を上回る申請状況となっております。

**光澤委員** やはり需要が増えるに伴って、申請数も増加しているのだろうと感じております。去年の実績と今年の状況について承知いたしました。

そこで、今後ともニーズが高まっていく中で、介護分野におけるロボット・ICTの導入支援について、来年度以降はどのように取り組んでいくのか、12月6日に追加提案された11月補正予算の中身と併せて、中村高齢福祉課長に伺います。

**中村高齢福祉課長** 11月補正予算では、今般の経済対策による国の補正予算や県内介護事業所における介護ロボットなどの導入の高まりを受けまして、ロボット・ICT導入支援事業の補助件数の拡充や補助率の引上げのため、2,700万円の増額補正をするものでございます。

県といたしましては、介護事業所への介護ロボットの導入がさらに進むよう、来年度以降も事業所への補助による支援をしていきたいと考えております。

また、先進事業所の好事例の横展開を進めるほか、今年4月に開設いたしました、先ほども御案内ありましたが、とやま介護テクノロジー普及・推進センターによる個々の介護事業所のニーズを踏まえた伴走支援に取り組むなど、介護現場における生産性の向上の推進に努めてまいりたいと考えております。

**光澤委員** 取組等について承知しました。

私もいろいろと事業所等に伺っていると、結構大きいところはこれらの導入が進んでいますが、小さいところはなかなか手が出せていないようなところもありましたし、あとは補助事業についても知っている事業所等は申請する

のですけれども、まだまだ知らないところもあるということで、横展開にもしっかり取り組んでいただければいいのかなと思っております。

先日、地元のグループホームに伺った際には、ロボットによって少人化はもちろん、医療現場のように、根拠に基づいた介護にもつながることが期待できるのではないかといったことを伺いました。例えば心拍数やいろいろな状況を、ICTを使って見ることによって、今まで結構感情的にやっていた介護というものが、数字や根拠に基づいた介護につながっていくのではないかと、そういう期待もあるというお話でした。

今日は質問しませんが、公益社団法人日本介護福祉士会では、介護分野における生産性向上の取組を推進できる中核人材を育成するために、生産性向上中核人材育成プログラム「デジタル・テクノロジー基本研修」というものを開催していると聞いております。こういった人材育成等にも力を入れて、ICTやロボットの導入を進めていくことが大事なのかなと感じております。

次年度以降も引き続きしっかり取り組まれるということで伺いましたけれども、人材育成、導入支援等にもしっかり取り組んでいただければとお願い申し上げて、この質問については終わります。

次に、歯科口腔保健の推進について1問だけお伺いしたいと思います。

先日、自民党議員会の政務調査会主催で、「富山県歯と口腔の健康づくり推進条例について」をテーマに勉強会が開催されました。勉強会では、口腔の健康は全身の健康と密接な関連があることや、要介護の一番の原因でもある転倒リスクと歯の数、入れ歯の数等に因果関係があるということがデータとして示されました。

歯を1本でも多く残すことが重要でありまして、そのために痛くなってから病院に行くのではなく、切れ目のない歯科健診の実現に向けて機会を増やしていくことも重要になってくるのではないかと私も考えております。

さらに令和5年10月5日に改正された歯科口腔保健の推進に関する基本的事項におきまして、定期的に歯科健診または歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健の中に、在宅で生活または療養する者等という文言が追記されるなど、在宅におけるニーズも高まることが予想されます。

歯科健診の機会の増加や在宅での健診、治療のニーズが増えることで、歯科衛生士が今よりも必要になることは明らかであります。オーラルフレイル対策の最前線を担う歯科衛生士の人材育成、確保に向けた取組について、現在の県内の就業歯科衛生士数と併せて、石崎健康課長に伺います。

**石崎健康課長** 本県で業務に従事している歯科衛生士は、令和2年12月現在で1,195名となっております。平成30年の1,128名から67名増加、歯科医師1人当たりで全国の順位を見ますと10位ということで比較的高い水準となっております。

歯科衛生士の育成・確保につきましては、県では富山歯科総合学院における養成に対しまして支援するとともに、県歯科医師会や県歯科衛生士会と連携し、在宅における治療難度やリスクに応じた対応が可能な歯科衛生士の育成・研修、歯科医師会が実施する無料職業紹介事業への支援と専門性の高い知識や技術の習得を図る研修会の開催によりまして、現場復帰促進に取り組んでいるところでございます。

**光澤委員** 取組や歯科衛生士の数について微増しているとい

うことで御答弁を頂きました。全国順位も比較的高いということでございます。あとは研修等を開催していただきまして、1回辞めた歯科衛生士さんが戻るような取組もされているということ、そこは引き続きやっていただきたいなと思っております。

勉強会で教えていただいたのですが、口は食べ物の入り口であるとともに健康の入り口でもあり、口が衰えると、口は病の入り口にもなるということでした。そういった意味でも、歯科口腔保健は健康寿命の延伸にもつながるすごく大事なことかなと思っております。

歯科医療と口腔健康管理を通じた健康寿命の延伸を目指して、デジタル化も含めて歯科口腔保健の推進にしっかりと取り組んでいただくようお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

**種部委員** 私からは、先ほど本委員会で採決したのですけれども、補正予算の中で上げられておりました、ひとり親家庭への進学支援の事業について質問させていただきたいと思っております。

県では、ベースになるデータが大事だということで、令和4年度にこどもの生活状況調査というものを実施されました。この中では、ひとり親家庭の5人に1人は高等教育への進学を諦めているということで、そこに対して受験料の補助を行っていただいております、非常にありがたく、本当にいい制度だと思っております。

ただこの進学を控える時期は、いろいろお金がかかる時期であります。もちろん受験料の補助があるのはいいことなのですが、その後、本当に進学できるお金があるのかということも考えながら、ひとり親家庭のお子さんというのは進学先を選んでいきます。大きな額は進学をちゅうちよする理由になってくるというのがよく分かります。

例えば児童扶養手当なんかは今、支給が3月になりましたよね。3月はすごくお金がかかるわけですがけれども、児童扶養手当は6回に分かれて支給されますが、3月支給になったことで非常に救われたという話も聞いています。こうした家庭では、授業料の減免も含めて進学先の選択の重要な要素になっています。

現在、高等教育の修学支援新制度があり、これの中で高等教育を受けられる可能性が広がったわけではありますけれども、その対象というのは恐らく住民税非課税世帯またはそれに準じる世帯でなかったかなと思います。またその制度が適用される学校もたしか決まっていたのではないかと思います。

そうしますと、せっかく受験したのにそのこの学校に進学できない、あるいはそのこの学費が免除されない、カバーがないという事態が起きてこないのか。微妙なところですがけれども、その対象となる世帯の状況、それから受験する学校が対象でないということで、せっかく夢を持って受験したのに、それが打ち砕かれるということが起きるのではないかととても心配をしています。

今回の補正予算で、この受験料補助事業の適用の範囲は、どこを対象にされるのかということ。そして、高等教育の修学支援新制度の対象となる世帯や対象となる学校が幾つか決まっていると思うのですけれども、それと一緒にしているのか。あるいはこの支援制度を使えない場合は、恐らく福祉貸付金を使って進学を考えると思うのですけれども、それでカバーしてもらえるのか。そこが縦にちゃんと真っすぐ1本に通っているのかどうかということについて、まず現状をお聞かせいただきたいと思います。

**橋本こども未来課長** 支援の対象世帯や学校は、各制度により異なっており、今回追加提案させていただいたこどもの

生活・学習支援事業につきましては、児童扶養手当受給世帯相当、または住民税非課税世帯でかつ既に市町村で行われておりますこどもの生活・学習支援事業に登録している高校3年生等を対象に受験料や模試費用を支援するものでございます。

この事業は国補助事業でございます、対象の学校は大学、短期大学、高等専門学校、専門学校とされております。

また、修学支度資金は県と富山市が実施する母子父子寡婦福祉資金貸付制度の一つで、ひとり親家庭の親または子を対象に修学するために必要な被服の購入や入学金などに必要な資金を貸し付けるものでございます。対象学校は大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校等となっております。

さらに、高等教育の修学支援新制度は意欲ある学生の学びを支援するために国が実施するもので、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯を対象に給付型奨学金の支給や授業料、入学金を減免するものでございます。対象学校は、法律に基づき一定の要件を満たすことの確認を受けた大学、短期大学、高等専門学校、専門学校となっております。

**種部委員** 煩雑ですね。一般の方がこれを聞いて、受験する学校は補助が得られて、お金の心配なく進学できるということが分かるのかというところがあります。お子さんはやはり家庭の状況を見ていて、親御さんが大変苦勞されている姿を見て、その中で自分の行ける学校を一生懸命探しているという状況ではないかと思えます。

この情報が学習支援をやっている市町村だけということになりますと、そこにつながっている方はいいですけども、そうじゃない方は使えないということになってしまいますので、しっかりとどこが使えるのか、ちゃんと教えてあげる必要があるのではないかなと思っています。

去年、陳情を受けたことがあったのですが、貸付金制度を利用しようとしたけれども、年度当初にかかる費用が多く4月の時点で月ごとの上限を超えてしまい、申請がはじかれてしまって資金を借りられないために学校で使うパソコンは買えませんでしたといった話がありました。

年単位で貸付できないのですかということをご質問させていただいたことがあったかと思えます。

それから、授業料免除に修学支援新制度を使える学校だと思って受験したけれども、これから子供が減ってきて私学は結構厳しくなってくるという経営状態が問題だということではじかれて、そのお金が免除にならないということが分かった。そのため貸付金を借りようとしたら、時間的に余裕がないということで借りることができなかったということも聞いていまして、この新制度は本当にちゃんと使えるのか、疑問に思っておりますし、市町村によっても、修学支援をやっているところとしていないところがあって対応の違いがあると思えます。

この制度はちゃんと利用できるものだという周知とその周知をどこでやっていくのかということについて、どう取り組んでいくのか課長にお伺いいたします。

**橋本こども未来課長** ひとり親家庭の子供の進学に際し、利用可能な制度につきましては、例えば高等教育の修学支援新制度や母子父子寡婦福祉資金貸付制度の修学支度資金、修業資金、そして県や市町村が行う各種奨学金制度などの内容について、今年1月末に開設しましたひとり親向けの情報サイト、富山県ひとり親支援ナビに掲載しているところでございます。

このひとり親支援ナビの中で、国制度であります高等教育の修学支援新制度の対象校につきましては、文部科学省の該当ページを案内してありますほか、特に県制度で利用が高

い母子父子寡婦福祉資金貸付につきましては、特設ページを設け、修学支度資金も含め各資金の内容、申請、貸付から償還までの流れ、申請相談窓口、よくある質問などを掲載しております。その中で各資金の申請時期や手続についても案内しているところがございます。

ひとり親家庭が子の進学に際し必要な支援を受けられますよう、こどもの生活・学習支援事業におきまして、受験料補助を行う市町村や、また各市や県の厚生センターに配置しております母子・父子自立支援員と連携し、ひとり親支援ナビやこの支援制度を一まとめにしたリーフレットがございますので、それらも活用しながらしっかりと周知を図ってまいりたいと考えております。

**種部委員** ひとり親支援ナビは非常に分かりやすくできていて私もよく見ます。必要なページに飛んだりするのですけれども、自分が対象になるのかということになると、結構収入だったり、非課税なのかどうなのか、それから前年度の収入だと思ふのですけれども、そういったことで対象ではないこともあります。児童扶養手当にしてもそうです。自分が本当に対象になるのかと不安な御家庭が多いと思うのですけれども、そういうのは母子・父子自立支援員に相談をお願いするという考えでよろしいでしょうか。

**橋本こども未来課長** はい、そのとおりです。

**種部委員** 対応の質のことも言っていただきましたけれども、今回可決された場合にこの学習支援の予算を実際に受けられる市町村はどこでしょうか。

**橋本こども未来課長** 今、こどもの生活・学習支援事業を行っております市町村は、中核市である富山市とそのほかに高岡市、魚津市、滑川市、黒部市、小矢部市、砺波市、射水市となっております。それ以外の南砺市と氷見市そして町村ではやっていないという状況です。

**種部委員** ぜひ全県下でできるようにすることと、その先の支援の相談は、恐らく市町村の質にかかっているのではないかと思うので、母子・父子自立支援員の方の質の向上にもぜひお力添えをいただきたいと思います。

**井加田委員** 私のほうからは、今ほど種部委員が質問されたことと同じような視点でお伺いします。

先ほど厚生部の追加補正の分で総額14億円を超える大きな予算内容の説明があったわけですがけれども、今回はちょっと異例といいますか、当初の補正は県全体で総額25億円、その後に追加提案という形で324億円という巨額な補正の提案がなされました。施策の中身については、従来事業の拡充であったり、新規であったりで、所管のところも見てみたわけですがけれども、先ほど説明もしていただいて、これはすでに本委員会で採決しています。この後、この補正予算がどのような流れで、具体的にどのような支援に使われるのかということ、問題意識を持って伺いたいなと思っております。絞ってお聞きしますのでお願いします。

まず、福祉施設に対する物価高騰対策緊急支援ということで、この追加提案の表によりますと番号1番と2番の事業になります。高齢者施設に対する物価高騰対策緊急支援事業2億5,890万円ですね。それから、障害者福祉施設に対する物価高騰対策支援事業、同様な支援だと思えますけれども、5,370万円があります。

コロナ禍以降も続くエネルギー価格や物価高騰の影響による値上がり分を、利用者の負担に転嫁できない介護事業所の経営というのは、これまでも度々問題視されてきていますけれども、極めて厳しい状況だと認識しております。追加提案の補正の中に、光熱費とそれから車両燃料費、これはもう既にやっている事業の拡充という理解ですがけれども、来年度の1月から3月の3か月分について継続という

ことで計上されています。

それと新たに食材料費がありまして、これは令和5年10月から遡って6か月分ということになっています。これは新規に盛り込まれたわけで、食材料費も高騰しているが利用者に転嫁できない中では、非常に有効な支援だと思います。

この光熱費拡充と食材料費への新規の追加支援については入所施設と通所施設と訪問系とで、施設区分ごとに異なった定額になっていますけれども、これは後から支援するというものでないと思うので、早い段階で全ての事業所に支援が行き届くようにすることが大事だと思っています。

ややこしい手続があるのかどうか分かりませんが、そういった手続の簡略化など、なるだけ早い段階で支援を行き届かせるため、どのように取り組んでいかれるのかお伺いしたいと思います。

**中村高齢福祉課長** 11月補正におきまして、5月補正及び9月補正で実施した光熱費及び車両燃料費の高騰分の支援の継続に加えまして、新たに食材料費の高騰分についても支援することとしたところであり、11月補正予算成立後、できる限り速やかに手続を行えるよう準備を進めていく必要があると考えております。

具体的な手続につきましては、9月補正での物価高騰対策緊急支援の事業所の申請率が約93%と高い水準でございまして、多くの事業所におきまして、手続のノウハウは持っていると考えておりますが、引き続き事業者からの申請漏れがないよう、メールや文書で幅広く周知してまいりたいと考えております。

また、申請の簡素化につきましては、速やかな支援につながるため、これまでも申請が適正であることを確保した上で、記載内容など、事業所にとって分かりやすく簡易な

手続となるよう取り組んでおりまして、今回の支援につきましても、できるだけ早期の支援につながるよう進めてまいりたいと考えております。

**井加田委員** 継続、拡充の部分はよろしいかと思うのですが、新規の食材料費について、これは93%の方以外も対象になると思うのですが、この点についてはどのように働きかけていかれるのでしょうか。

**中村高齢福祉課長** これまでもメールや文書で全事業所に対して御案内しており、今回の光熱費等の支援と併せまして、食材料費の事務関係についても御案内したいと考えております。

**井加田委員** 後ほどまたお聞きしますが、障害者福祉施設についても同様だと思います。一応確認の意味で御答弁いただきたいと思っております。

**河尻障害福祉課長** 障害福祉サービス事業所につきましても、高齢者施設と支援内容、手続については同じでございますが、富山市内の事業所を所管する富山市とも連携の上、高齢者施設同様、11月補正予算成立後、速やかに県内の全ての事業所に案内を実施いたしまして、できるだけ早期の支援につながるよう進めてまいりたいと考えております。

**井加田委員** これまでも障害者福祉施設については、昨年5月、9月の事業があったかと思いますが、100%支援が行き届いているという理解でよろしいですか。

**河尻障害福祉課長** 9月補正における物価高騰対策緊急支援事業の実施状況でございますけれども、対象法人299の法人のうち、申請のあった事業所は222法人ということでございまして、74.2%ということになっております。高齢者施設ほど申請率が上がっておりませんので、周知にしっかり努めてまいりたいと考えております。

**井加田委員** 利用額の問題なのか、そういう申請をしなくて

も運営できるということなのかわかりませんが、ちょっと高齢者施設と比べて少ないなという印象です。すべての障害者施設に行き届くような、働きかけとといいますか、ぜひ申請の簡略化も含めてさらに努力いただきたいなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

引き続き申し上げます。

もう一つ、これは事業の番号で言うと6番の介護職員・障害福祉職員処遇改善支援交付金事業でございます。この処遇改善金については、遡ってみると、1年前は9,000円の処遇改善ということでございましたけれども、よくよく聞いてみると、施設の中で幅は決めていいということなので、9,000円も上がっていないと、そう言われる方もおられます。

今回の6,000円についても、これは桁が一つ違うのではないくらいの思いがあるのですけれども、介護施設で働いている全ての方に対しての底上げというより、事業所で努力してくださいよという仕組みなので、それでも改善につなげていかななくてはいけないですけれども、なかなか施設側の努力というものがあっても全ての介護事業所ということにはなっていないなという印象です。今回の制度は6,000円相当分を令和6年2月から5月までの4か月分ですね。そして、対象は介護職員及び障害福祉職員ということになっていますが、先ほど申し上げように仕組み上、なかなか全ての職員の収入の引上げには至っていないし、個別の底上げにも少しまだ距離があるなど、そんな印象を持っています。

それで、介護職員等の賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提に、収入の引上げを支援するということで、先ほど申し上げた2月から5月までの間、サービス事業所に補助をするということですが、先ほどの補助と違って賃

上げ改善なのか、施設基準で新たに申請しなければいけないのか見えてこないし、ネットか文書で通知しても、受け取った側がどこまで利用できるかなというのがちょっと気になるところでございます。

直接的な施設基準は決まっていないとお聞きしていますが、不確定要素も多い中で、なるべく全ての方々の賃金底上げにつながるということは、これは人材確保の面でも大事だと思うので、2月、5月までの支援にはなっているのですがけれども、それはどのような考え方なのか。そうしたことも含めて制度を速やかに周知して、これも申請をできるだけ簡略化して、そして多くの事業所にちゃんと利用していただいて、そこから処遇改善につなげていくという段階があると思いますが、どう取り組んでいかれるかお伺いします。

**中村高齢福祉課長** 今回の国の経済対策では、2024年度の介護報酬改定での対応を見据えつつ、喫緊の課題に対応するため、人材確保に向けて、賃上げに必要な財政措置を早急に講ずることとされておりまして、県においても国の対策に従い、介護事業所などが速やかに処遇改善を行うために必要な補正予算を提出したところでございます。

この処遇改善の対象期間は、令和6年2月からとなっております。現時点では国から事業の詳細が示されておらず、詳しいスケジュールや申請の方法及び内容などは未定ではありますが、詳細が分かり次第、随時事業所に対し情報提供してまいりたいと考えております。

また、具体的な手続におきましては、令和4年2月から実施した処遇改善支援の進め方を参考にし、誤りによる手戻りが少ない申請方法を検討するなど、迅速な支援につながるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

**井加田委員** 問題意識だけ言っておきますと、介護報酬の引

上げが国のほうで議論されているのですけれども、前回の処遇改善金もいわゆる介護報酬の中、公定価格の中で支援するということが決まっています。ということは、やはり介護保険料の値上げによる負担、それから利用者にもそれなりの負担がかかってくる制度だと思っていまして、そういう意味では、事業者も、もろ手を挙げて利用者の利用料に跳ね返るようなことはなかなかやりづらいのではないかなと思っています。

県や市町村は、国に合わせてやっていかざるを得ないんですけれども、この制度の枠組みにある問題といいますか、緊急的な支援ということであれば、利用者負担ではなくて、補助でやるべき事業ではないかという印象を持っております。これについてはお答えいただかなくて結構ですが、そういう課題があると事業者の方もおっしゃっておりますので、引き続き検討をいただきたいなと思っております。中村課長だけに言っているつもりではありませんので、よろしくをお願いします。

高齢福祉をお聞きしましたので、障害者福祉施設においても、全ての方の処遇改善につながるものが求められていると思っていまして、周知や申請の簡略化等について、どのようなお考えなのか確認をさせていただきたいと思えます。

**河尻障害福祉課長** 障害福祉職員の処遇改善につきましても介護職員同様、現時点では国から事業の詳細は示されておりませんが、令和4年2月に実施いたしました処遇改善支援の進め方を参考にいたしまして、可能な限り事業所の負担の少ない申請方法を検討するとともに、幅広く周知を行うなど、迅速な支援につながるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

**井加田委員** 確認させていただきました。ぜひ全ての事業所

がしっかり取り組めるような体制で臨んでいただきたいな  
と思っております。

これは制度の問題ですので、県議会の質問にはなじまない  
部分があるのかもしれませんが、やはり県は介護  
保険制度の実務的な執行を担っているわけで、全体の課題  
としては、今検討されているプラス改定とならなければ、  
施設の収入が減り、経営が今でも苦しいのに、さらに厳し  
くなるということで、富山県ではそうそうないようですけ  
れども、他県では事業撤退や倒産というのは結構最近情報  
として出ています。これが負担増の問題に直結している  
ということであります。

それで安心・安全の介護サービスを提供していくためには、  
事業者の運営も立ち行くようにしないとイケないです  
し、介護人材が不足している現状では、処遇を上げるとい  
うことは優先的な課題ではないかなと私は考えます。そう  
言っておられる施設の方も何人かおられます。

基本は処遇改善で雇用の定着を図らないと、県内の介護  
サービスもちょっと危うくなるのではないかという問題意  
識を持っております。制度の問題でございますけれども、  
ぜひまた皆さん方とも共有させていただいて、議論が進め  
ばいいなど、そんな思いで取り上げさせていただきました  
ので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

**大井委員** 2023年も早いもので委員会最後の質問となります。  
先ほど、光澤委員からもありましたが、私も1期生として  
初めてこのような委員会の場に立たせていただきました。  
生活環境文化部、厚生部の皆さんにおかれましては、質問  
に当たりいろいろ御支援いただきましてありがとうございます。

先ほど、口腔ケアが大事ですとの話もございましたが、  
光澤委員も私も議員になって少しふっくらしたかなと思

ます。健康は口が入り口だという話もございましたので、よくかんで、これから落ち着いて健康に注意していきたいと思えます。

質問に入ります。

私からは更生保護についてお伺いたします。

今年6月の私の一般質問の関連になります富山県の再犯防止推進計画に関する質問をさせていただきます。

再犯防止とは、一度犯罪や非行を行った人に対して、しっかりと地域の中に入れていただくということでございますが、受刑者の半分以上が再犯、もう一度犯罪を起こしてしまうということです。

昨日の11月定例会の予算特別委員会で瀧田委員から、警察本部長へ昨今の闇バイトの質問がございました。平成13年度に比べて、現在は犯罪の件数が4分の1に減っているにもかかわらず、闇バイトや特殊詐欺、そして、家庭内のDVや虐待といった問題にすり替わっていると。つまり闇に隠れているということがございます。犯罪も多様化している傾向があると私は認識しておりますし、皆さんの想像も同じかなと思えます。

実は私、保護司に委嘱していただきまして、この春に富山刑務所に視察に行かせていただきました。おみこしを作っているところとか、いろいろ見させていただいたんですが、刑務官に聞いていると、刑務所の中でも高齢化や障害を持っている人が非常に多くなってきているという問題があり、やはり福祉の手が必要だというような話がありました。

私自身もNPO法人で自立準備ホームといたしまして、受刑者の受入れなどの支援を行っており、特に障害を持っている人に対して、住まいを提供するようなことを行っております。

また先月の11月21日に県主体の再犯防止セミナーがあり、そこに私も出席させていただきました。そのセミナーの中では、保護観察官や法務省の方、そして、たくさんの民間の方も来ておりました、そこで問題になったのは、やはり障害を持っている方や高齢の方の出所後の受入先を探すのが大変だといったことでした。実は、私も種部委員と同じ専門分野で、利用者の情報のやり取りをしていることもございますが、やはり非常にニッチな世界でございます。

富山県では令和2年から再犯防止推進計画を策定して、さらに令和5年6月から富山市と高岡市の2か所で富山県 R e - S t a r t 更生保護相談室を開設いたしました。新設された相談室の運営に関し、開設以来の相談実績について、お伺いしたいと思います。

**今井厚生企画課長** 本年6月から新たに富山、高岡の2か所で開設いたしました富山県 R e - S t a r t 更生保護相談室におきます11月末までの6か月間の相談実績につきましては、延べ相談件数で134件、月平均22件、また支援実施回数で合計170回、月平均28回となっております。

**大井委員** 実績が上がるということは、やはり設置して非常に意味のあることだったのかなと思います。月にして22件、私の中では結構多いのかなというような気がしております。

次に再犯防止計画の重点分野の一つとして、就労や住宅の確保、そして保健医療・福祉サービスの利用促進がございしますが、これらの分野において、これまでの相談実績を踏まえて、実際にどのような支援が提供されているか、具体的な事例や成果を教えてください。

**今井厚生企画課長** 開設時から6か月間の具体的な支援事例について3点申し上げます。

まず1点目は、就労の確保としましては、刑務所を出所してから1年経過後でも就職が決まっていない方、支援者

もない相談者に対しまして、御本人の情報を丁寧に聞き取り、協力雇用主を紹介するとともに、面接日の調整、それから面接時の同行と本人の代弁を行うといった支援を行いまして、具体的に就労に結びついたという事例がございました。

また、2点目は、住居の確保でございますけれども、これは県内の更生保護施設から退所予定の相談者に対して、生活保護申請のための市町村窓口へ同行された結果、生活保護受給に至って、相談者がその施設を退所された後、県内の救護施設への入所手続の支援を行って、本人の御希望どおり入所できたという事例がございました。

それから、3点目は、保健医療・福祉サービスの利用促進ということですが、薬物使用者からの相談に対しましては、本人、それから家族の意思を尊重しながら、薬物依存症プログラムの利用につなげるとともに、支援機能を有するホームへの入居支援ということで、薬物依存症からの回復に向けた支援を行った事例がございました。

このように犯罪をした方の円滑な社会復帰、それから再犯防止の取組には、やはり国、市町村、関係団体とも連携した息の長い支援が必要でございます。県といたしましては、引き続き富山県 R e - S t a r t 更生保護相談室の相談窓口において、相談者に寄り添ったきめ細やかな支援に努めてまいります。

**大井委員** 就労、住居、そして薬物依存の方への支援に関しましても、そのサービスのところに結びつけておられるということをお聞きしました。

業者さんと一緒に県も支援する、伴走支援で対応していくことが大事だと思います。罪を犯してしまった障害をお持ちの方や高齢の方の出所後の受入先はなかなか見つからないのが実態でございます。民間ではなかなかできないと

思いますので、しっかり伴走支援をしていただければと思います。

**澤崎委員長** ほかにありませんか。——ないようでありますので、これをもって質疑・質問を終わります。

## 5 行政視察について

**澤崎委員長** 次に、閉会中の継続審査事件の調査のための行政視察について議題といたします。

県内行政視察については、必要に応じて機動的に実施していきたいと考えております。その実施に当たっての日程調整等については、委員長に御一任をいただきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**澤崎委員長** 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で付議事項についての審査を終わります。

この際、ほかに何か御意見等はございませんでしょうか。

——ないようでありますので、これをもって委員会を閉会いたします。